

閲覧の手引き（窓口での閲覧）

東京都住宅政策本部民間住宅部不動産業課

◎閲覧とは？

東京都では、宅地建物取引業法第10条に基づき、これから不動産の取引をしようとしている方などが、宅地建物取引業者について調査を行うことができるよう、現在、宅地建物取引業の免許を受けている業者（都内に本店が所在する業者のみ）の情報を「業者名簿の閲覧」として公開しております。

◎「業者名簿」とは？

「業者名簿」とは、業者一覧表のようなものではなく、免許申請に関する書類等を各事業者ごとにまとめたものを指します。そのため、ご覧になりたい業者を特定して申し込んでいただく必要があります。
※宅地建物取引業法第8条に定める事項はこの「業者名簿」で確認できます。

◎窓口での閲覧の対象

- ・窓口での閲覧の対象となるのは、「令和7年3月31日以前に免許を受けた業者の申請・届出」です。
※「令和7年4月1日以降に受け付けた新規または更新免許業者の申請・届出」については、電子閲覧の対象となります。
ただし、令和7年4月1日以降に受け付けた更新申請前の変更届については、電子閲覧の対象ではなく、窓口での閲覧の対象となりますので、ご注意ください。

◎窓口での閲覧の申請方法

- ・窓口での閲覧については、電話（03-5320-5072）で閲覧希望日時をご予約の上、閲覧窓口までお越しください。
閲覧場所：新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第二本庁舎3階北側 不動産業課内
閲覧日時、予約受付日時：都庁開庁日9時～17時（12時～13時を除く）
※詳細は5ページ「申請手順」をご確認ください。

◎申請に際しての注意事項

- ・閲覧したい業者が「窓口での閲覧」の対象かどうかは、国土交通省の「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」から必ず確認してください。
<https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/takkenKensaku.do>
⇒ 検索結果画面の「商号又は名称」欄の業者名の後に「※」がない場合＝「窓口での閲覧」の対象
（検索結果画面の「商号又は名称」欄の業者名の後に「※」がある場合＝「電子閲覧」の対象）
- ・確認の結果、該当の業者名簿が電子閲覧の対象である場合、窓口での閲覧はできません。電子閲覧については、eMLIT（国土交通省手続業務一貫処理システム）から申請を行ってください。
※電子閲覧の申請方法等は、「閲覧の手引き（電子申請）」をご確認ください。

◎閲覧ファイルの構成

閲覧ファイルには、次の3種類の書類が以下のような順序で綴じられています。

- ①免許申請書（及びその添付書類）

新規または更新の免許申請時に業者から提出される書類です。

②変更届（及びその添付書類）

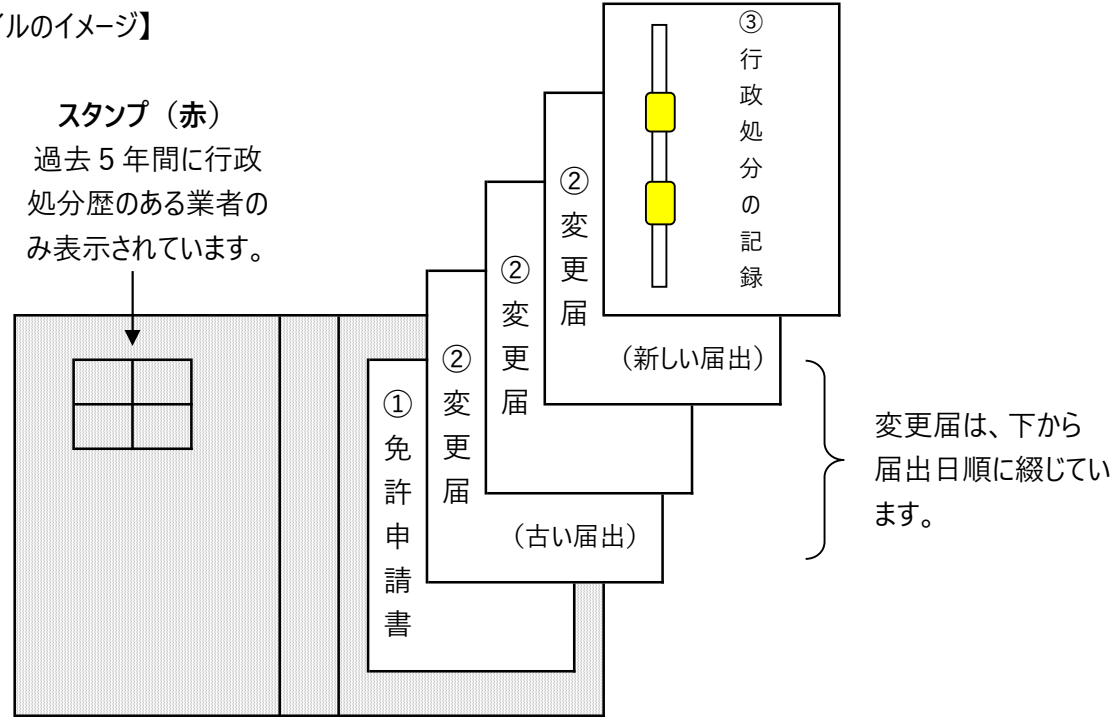
業者の構成員・名称・所在地等の変更の届です。

※令和7年4月1日以降に受け付けた更新申請前の変更届については、各変更届の書類として、①「宅地建物取引業者名簿」（業者の基本情報（免許証番号・商号等、兼業状況、保証協会加入状況（営業保証金供託状況）、行政処分の記録）、事務所・役員・政令使用人に関する事項が掲載されている書類）及び②変更事項である略歴書等を綴っています。

③行政処分の記録

過去5年間に行政処分を受けた業者のファイルにのみ付いています。

【閲覧ファイルのイメージ】



◎閲覧できる書類

関係法令の改正により、閲覧対象書類が見直されたため、令和7年3月31日以前に受け付けた申請・届出であっても、個人情報に記載された書類（相談役・顧問、株主の名簿や略歴書等）を閲覧することはできません。

閲覧できる主な書類	記 載 内 容
第二面～第五面 第一面	・ 免許証番号、免許年月日 ※免許証番号のカッコ内の数字は、更新回数を示しています。例えば、新規に免許を取得した業者は（１）、新規免許取得後、初めて更新した業者は（２）、...のように、免許を更新するごとにカッコ内の数字も増えます。 ・ 代表者 ・ 兼業の種類 ・ 資本金

閲覧できる主な書類	記 載 内 容
	・ 所属している業界団体 ・ 役員 ・ 事務所 ・ 政令使用人 ・ 専任の取引士
宅地建物取引業 に従事する者の 名簿	・ ここでいう「従事する者」とは、常勤の従業員を指し、非常勤やアルバイト等は含まれません。 ・ 免許申請（新規・更新）時には提出が義務付けられていますが、変更届出の申請時には提出する義務はありません。したがって、名簿に記載されている事項と現況が異なる場合があります。
宅地建物取引業 経歴書	・ 免許申請前 5 年間の取引実績が、取引形態別の一覧表になっています。 ①代理、媒介（仲介）の実績...「宅地」「建物（区分所有建物を含む）」「宅地及び建物（いわゆる土地付建物）」それぞれの取扱件数と手数料収入額が記載されています。 ②売買、交換の実績...「売却」「購入（物件の仕入れ）」「交換」それぞれの取扱件数とその合計額が記載されています。
名簿登載事項 変更届	・ 免許申請書の記載事項のうち、次の事項に変更があった場合に業者から提出されます。 ①商号・名称に関する事項 ②事務所の所在地に関する事項 ③代表者・役員等に関する事項 ④専任の宅地建物取引士に関する事項
行政処分書	・ 過去 5 年間に行政処分（指示処分又は業務停止処分）を受けたことのある業者のみ、行政処分の内容を記載した書面がファイルの一番上に添付されています。つまり、ファイルを開いたとき、一番上にこの書類が添付されていなければ、その業者は、過去 5 年間の行政処分歴がないということになります。 ・ この書類は、行政処分当時の記録ですので、現在の商号・所在地等と書面上の記が一致しない場合もあります。これは、その後に商号変更・事務所移転等があったためで、免許証番号が同一であれば同一業者です。
決算書	・ 免許申請直前 1 年間の決算書（貸借対照表及び損益計算書）が添付されています。 ※新設法人の場合は、開始貸借対照表のみ添付されています。 ・ 個人申請の場合は、「資産に関する調書」が添付されています。
納税証明書	・ 税務署が発行した法人税（個人業者の場合は所得税）の納税証明書（免許申請直前 1 年間のもの）が添付されています。 ※新設法人の場合は、添付されていません。

閲覧できる主な書類	記 載 内 容
決算書	・ 免許申請直前 1 年間の決算書（貸借対照表及び損益計算書）が添付されています。 ※新設法人の場合は、開始貸借対照表のみ添付されています。 ・ 個人申請の場合は、「資産に関する調書」が添付されています。
納税証明書	・ 税務署が発行した法人税（個人業者の場合は所得税）の納税証明書（免許申請直前 1 年間のもの）が添付されています。 ※新設法人の場合は、添付されていません。

※令和 7 年 4 月 1 日以降に受け付けた更新申請前の変更届については、提出された変更届ごとに以下の書類を綴っています。

閲覧できる書類	記 載 内 容
宅地建物取引業者名簿	・ 免許証番号、免許年月日 ※免許証番号のカッコ内の数字は、更新回数を示しています。例えば、新規に免許を取得した業者は（１）、新規免許取得後に初めて更新した業者は（２）、...のように、免許を更新するごとにカッコ内の数字も増えます。 ・ 商号、名称 ・ 代表者氏名 ・ 事務所の所在地 ・ 電話番号 ・ 兼業の種類 ・ 保証協会加入状況、営業保証金供託状況 ・ 指示又は業務停止の処分 ※違反行為の概要をお知りになりたい方は、国土交通省の「ネガティブ情報等検索サイト」からご確認ください。 https://www.mlit.go.jp/nega-inf/cgi-bin/search.cgi?jigyoubunya=takuti ・ 事務所・役員・政令使用人に関する事項 等
略歴書	・ 代表者、役員、政令使用人の略歴 ※役員、政令使用人の略歴書には個人情報（住所・電話番号・生年月日）は記載されていません。

【営業保証金等について】

- ・ 免許を取得した業者は、営業開始までに営業保証金を供託（もしくは保証協会に入会して弁済業務保証金分担金を納付）します。
- ・ 一旦、営業保証金を供託しても、それが弁済されたために営業保証金のない状態にある業者（または保証協会から除名された業者）については、取引に伴い債権が発生しても営業保証金等から弁済が受けられませ

◎閲覧では知ることができない事項

【行政指導・苦情の状況等】

行政指導（正式な行政処分には至らない注意・指導等）の記録や業者に対する苦情・相談の状況については、公表しておりません。

【古い情報】

業者名簿は5年ごとの免許更新時にすべて新しい情報に置き換わります。そのため、免許更新前の情報を閲覧で確認することはできません。

【免許の失効した業者の情報】

廃業等により免許が失効した業者名簿は閲覧の対象外となります。

◎閲覧場所及び閲覧日時

閲覧場所：新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第二本庁舎3階北側 不動産課内

電話：03-5320-5072

閲覧日時、予約受付日時：都庁開庁日9時～17時（12時～13時を除く）

【事前確認】

- ①閲覧したい業者が「窓口での閲覧」の対象かどうかは、国土交通省の「**建設業者・宅建業者等企業情報検索システム**」から必ず確認してください。

<https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/takkenKensaku.do>

- ⇒ 検索結果画面の「商号又は名称」欄の業者名の後に「※」がない場合＝「窓口での閲覧」の対象
（検索結果画面の「商号又は名称」欄の業者名の後に「※」がある場合＝「電子閲覧」の対象）

※ 確認の結果、該当の業者名簿が電子閲覧の対象である場合、窓口での閲覧はできません。電子閲覧については、eMLITから申請を行ってください。



【予約】

- ②電話（03-5320-5072）で閲覧希望日時をご予約の上、閲覧窓口までお越しください。

※ 9時～12時、13時～15時、15時～17時の時間帯に分けて予約を受け付けています。

同一日に複数の時間帯を予約することはできませんので、予めご了承ください。



【申込書提出】

- ③窓口の職員の案内に従い、必要事項を記載の上、申込書（1申請あたり5件まで）をご提出ください。



【閲覧手数料のお支払い】

- ④申込書提出後、窓口職員の案内に従い、「都市整備手数料収納機」にて手数料をお支払いください。

・ **1業者につき300円の手数料が必要です。**

・ 手数料は窓口に設置している「都市整備手数料収納機」でお支払いください。

（現金または交通系電子マネーがご利用いただけます）



【閲覧ファイルの確認】

- ⑤該当の閲覧ファイルをお渡ししますので、閲覧ブースでご確認ください。

- ⑥閲覧が終わりましたら、窓口職員まで閲覧ファイルをご返却ください。

◎インターネットによる業者情報提供サービス

<http://www.takken.metro.tokyo.lg.jp>

東京都住宅政策本部のホームページにおいて、都知事免許業者及び都内に本店を有する国土交通大臣免許業者の一部情報を公開しております。

※本サービスでは、以下の事項を確認することができます。

「商号又は名称」、「免許証番号及び当初免許年月日」、「免許有効期間」、「代表者氏名」、「事務所所在地・電話番号」、「資本金」、「過去５年以内の行政処分歴（指示処分・業務停止処分）」

◎不動産取引に関する相談窓口

不動産課では、以下のとおり相談窓口を設け、不動産取引に関する相談等を受け付けています。

※面談による相談をご希望される場合は電話による予約が必要です。

相談窓口	相談内容	受付時間
不動産取引特別相談室 電話：03-5320-5015	不動産取引に関する民事上の法律相談	電話予約 9時～17時30分 相談時間 13時～16時 面談時間は1回20分
賃貸ホットライン 電話：03-5320-4958	賃貸相談・取引事前相談	電話相談 9時～17時30分 面談相談 10時～12時
指導相談担当 電話：03-5320-5071	売買相談、宅建業者の指導・監督、投資用不動産のトラブル相談等	13時～16時 面談時間は1回30分